

平成 25 年度第 2 回高槻市都市計画審議会会議録

開催日時 平成 26 年 1 月 16 日(木) 午後 2 時～午後 3 時 20 分
開催場所 市役所本館 3 階 第 2 委員会室
出席状況 出席委員 15 名、欠席委員 5 名
傍聴者 1 名
案 件 第 69 号議案 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（高槻市決定）について
第 70 号議案 北部大阪都市計画下水道の変更（高槻市決定）について
第 71 号議案 北部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）に関する意見について
その他 報告事項 3 案件

開会

【事務局】

定刻になりましたので、ただ今から、平成 25 年度第 2 回高槻市都市計画審議会を開催させていただきます。

まず、開会に先立ちまして、濱田市長よりご挨拶を申し上げます。

【市長】

平成 25 年度第 2 回都市計画審議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様におかれましては、公私とも何かとお忙しい中、ご出席を賜り、誠に有難うございます。

また、平素から都市計画行政各般にわたり、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。本日ご審議いただく案件は 3 件ございます。

1 件目は、「北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（高槻市決定）について」でございます。この生産緑地地区は、市街化区域内の貴重な緑地・防災機能を持った農地等を、計画的に保全するために、都市計画として定める地区で、この度、地区を変更する必要が生じたことから、ご審議をお願いするものでございます。

2 件目の「北部大阪都市計画下水道の変更（高槻市決定）について」では、公共用水域の水質保全および健全な都市の発展を促進するため、排水区域を拡大しようとすることから、ご審議をお願いするものでございます。

3 件目は、「北部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）に関する意見について」でございます。このたび、大阪府が、都市計画道路真上安満線の別所交差点周辺につきまして、事業化に向けた都市計画変更をしようとするもので、大阪府からの意見照会に回答するものでございます。新名神高速道路の供用に向けて、市内での円滑な交通を確保する上で、大変重要な都市計画変更であると考えており、適切にご審議をお願いいたします。

また、報告案件の一つとしまして、(仮称)安満遺跡公園等の取り組みについて、ご説明させていただきます。

本市、八丁畷町にある京大農場が今後順次移転されることから、本市では、このエリアにおい

て弥生時代の貴重な史跡安満遺跡を保存、活用するとともに、防災機能を備えた緑豊かな公園づくりを目指し、現在、その基本的な考え方を示す整備構想の策定に市民参加で取り組んでおります。

まだ、構想の策定途中ではございますが、この取り組み内容につきましても、ご助言等いただければ幸いです。

詳細につきましては、後ほど事務局からご説明を申し上げますので、適切にご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

<事務局より出席委員及び行政側出席者の紹介>

<会長の選出及び会長代理の指名>

【会長】

ぜひ力を合わせて、審議会の方を務めさせていきたいと思っておりますのでご協力よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

それでは、議事の方に入らせて頂きたいと思っております。

傍聴の方が、事務局の方からのご紹介によりますと、1名いらっしゃるということでございますけれども、本日の議事内容につきましては、公開することに不相当であるというものは認められないと考えてございますので、傍聴を許可したいと思っております。よろしいでしょうか。

傍聴の方は入って頂くようお願いいたします。それでは議事の方に入っていきます。冒頭で濱田市長の方からもご説明ありましたけれども、本日の付議案件は3件ございます。

まずは最初の案件でございますが、第69号議案「北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（高槻市決定）について」を議題とさせていただきたいと思っております。

事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

第69号議案 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（高槻市決定）について

【事務局】

それでは、第69号議案「北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（高槻市決定）について」を説明いたします。

まず、資料の確認として事前にお配りしております議案書をご覧ください。

こちらの議案書でございますが、この表紙を2枚めくっていただいた69-1ページは、本市から本審議会への付議依頼文となっております。次の69-2ページは、今回の変更理由でございます。

次に、69-3ページから69-11ページまでは、変更後における全地区の計画書で、各々の生産緑地地区の名称、位置、面積などを記載しております。

なお、図番は、窓口における法定図書のページ番号となりますので、よろしくお願いいたします。また、最後の69-12ページの封筒の中には、生産緑地地区の位置を示す市域全体の計画図を入れてございます。また、別冊の審議会資料には、「新旧対照表」として、今回、変更しようとする

る生産緑地地区を一覧表にとりまとめております。

それでは、具体的な議案説明につきましては、お手元の議案書などのほか、前方のスクリーンにて、説明をさせていただきますので、おそれ入りますが、前方をご覧ください。

まず、議案説明に入ります前に、生産緑地地区の法的な位置付けを申し上げますと、生産緑地法では、「生産緑地地区に関する都市計画に関し、必要な事項を定めることにより、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的とする」と規定されております。

このようなところから本市では、平成4年8月に、最初の生産緑地地区の都市計画決定を行い、以後、地区の廃止や追加などに伴う変更について、ご審議をお願い申し上げておるところでございます。

次に、今回の変更理由を申し上げますと、本市の生産緑地地区の区域のうち、行為の制限が解除されたことや、史跡整備に係る事業のための用地に供されたことから、生産緑地地区としての役割を終えたものなどが生じてきました。

以上のことから、本案により該当する生産緑地地区について、区域変更または廃止に関する都市計画の変更を行うものでございます。

それでは次に、変更となるそれぞれの地区につきまして、説明申し上げます。前方のスクリーンの中で濃い緑色で表示しております区域が、今回変更する地区でございます。

まず、変更理由として「行為の制限が解除されたことによるもの」がでございます。具体的には、農業の主たる従事者の死亡や故障により、本市に対して買取り申出が行われた後、行為の制限が解除されたため変更しようとするものでございます。

まず、「氷室町15」地区、約0.07ヘクタールにつきましては、地区全体を廃止するものです。

次の「緑が丘1」地区、約0.26ヘクタールにつきましては、行為制限が解除された区域、約0.08ヘクタールを廃止することにより地区が分割され、矢印の区域だけでは生産緑地地区としての面積要件である500平方メートルに満たないため、合わせて廃止するものです。なお、この区域の所有者の方には、このような状況を説明し、ご理解をいただいております。また、残りの区域につきましては、矢印の区域、約0.09ヘクタールをそのまま「緑が丘1」地区とし、右側の矢印の区域、約0.05ヘクタールを新たに「緑が丘6」地区として追加するものです。

次に「浦堂8」地区につきましては、約0.02ヘクタールを廃止し、約0.57ヘクタールに変更するものです。

次の「岡本町3」地区につきましても、約0.12ヘクタールを廃止し、約1.56ヘクタールに変更するものです。

次の「塚原10」地区につきましても、矢印で示す区域、約0.05ヘクタールを廃止し、約2.53ヘクタールに変更するものです。

次に「野田7」地区、約0.07ヘクタールにつきましては、地区全体を廃止するものです。

次の「氷室町3」地区につきましては、約0.06ヘクタールを廃止し、約0.05ヘクタールに変更するものです。

次に「高垣町2」地区につきましても、地区の上と下側の区域、合わせて約0.31ヘクタールを廃止し、約0.28ヘクタールに変更するものでございます。

次の「堤町2」地区、約0.72ヘクタールにつきましては、約0.13ヘクタールを廃止することにより矢印で示す区域が分割され、それぞれ生産緑地地区としての面積要件である500平方メー

トルに満たないため 3 箇所の合計面積、約 0.05 ヘクタール合わせて廃止し、約 0.54 ヘクタールに区域変更するものです。なお、この区域の所有者の方々にも、このような状況を説明し、ご理解をいただいております。

次に「郡家新町 7」地区、約 0.10 ヘクタールにつきましては、地区全体を廃止するものです。

次の「辻子 5」地区、約 0.06 ヘクタールにつきましても、地区全体を廃止するものです。

次の「土室町 2」地区につきましては、約 0.17 ヘクタールを廃止し、約 0.51 ヘクタールに変更するものです。

次の「芝生町 2」地区、約 0.06 ヘクタールにつきましては、地区全体を廃止するものです。

次の「芝生町 21」地区につきましては、約 0.12 ヘクタールを廃止し、約 0.20 ヘクタールに変更するものです。

次の「郡家新町 4」地区につきましても、約 0.09 ヘクタールを廃止し、約 0.09 ヘクタールに変更するものです。

次に「安満東の町 1」地区、約 0.11 ヘクタールにつきましては、約 0.09 ヘクタールを廃止することにより残りの区域だけでは生産緑地地区としての面積要件を欠いてしまうため、地区全体を廃止するものです。なお、この区域の所有者の方にも、ご理解をいただいております。

次の「登町 1」地区につきましては、約 0.15 ヘクタールを廃止し、約 0.35 ヘクタールに変更するものです。

次の「安満中の町 3」地区、約 0.53 ヘクタールにつきましては、約 0.16 ヘクタールを廃止することにより地区が分割され、上側の区域、約 0.23 ヘクタールをそのまま「安満中の町 3」地区とし、下側の区域、約 0.14 ヘクタールを新たに「安満中の町 7」地区として追加するものです。

以上が、「行為の制限が解除されたもの」でございます。

次に、史跡整備の用地に供されたため、変更する地区が 2 地区ございます。

まず、「清福寺町 5」地区につきましては、史跡嶋上郡衙跡附寺跡の事業用地として、約 0.02 ヘクタールを本市が買収したことにより、地区が分割され、上側の区域、約 0.08 ヘクタールをそのまま「清福寺町 5」地区とし、下側の区域、約 0.09 ヘクタールを新たに「清福寺町 12」地区として追加するものです。なお、変更前の面積、約 0.16 ヘクタールに錯誤があったため、地区分割後の合計面積が約 0.17 ヘクタールとなります。

次の「八丁畷町 1」地区につきましては、史跡安満遺跡の事業用地として、毎年、本市が買収しているもので、本年につきましては、矢印で示す区域、約 0.05 ヘクタールを廃止し、約 3.82 ヘクタールに変更するものでございます。以上が今回、都市計画変更を行う地区でございますが、生産緑地地区全体としては、変更前の 327 地区、約 77.87 ヘクタールから、今回、地区の分割による 3 地区の追加と 14 地区の区域変更、また 6 地区の廃止を行い、地区数は 3 地区、面積では約 2.06 ヘクタール、それぞれ減少し、その結果、地区数は 324 地区、面積としては約 75.81 ヘクタールに変更するものでございます。

また、今回の変更について、都市計画変更案の公告縦覧を、昨年 12 月 6 日から 20 日までの 2 週間にわたり行いましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上で、第 69 号議案の説明を終わらせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

【会長】

はいご説明ありがとうございました。これから質疑に入りたいと思います。

本件につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、皆様よろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。はい、お願ひします。

【A委員】

地区の追加、区域の変更、地区の廃止、これらの議案内容につきましては、異議無く承認をさせていただきます。なお、ご存じの方も多いたと思いますが、高槻市は大阪府下でも、行政当局の適切なお努力もありまして、生産緑地地区の指定率が高い市なのです。大変よろこばしいことだと思っております。一重に行政のみなさんご努力の結果が表れていると評価したいと思います。

今なお市街化区域内には、優良な農地が多数残っております。農家にとりましては、生産基盤であると同時に、大切な財産という一面もございます。生産緑地制度は、農地を宅地並み課税から守って行こうという一面もありますので、農業者側からしましては、この制度はぜひ継続してほしいと考えております。

一方、生産緑地地区の農空間というものは、先程もお話に出ましたけれども、良好な都市環境を醸し出しており、万が一のときの災害の避難場所、防災農地機能も果たしていくわけでありますから、市長が言われる「住みやすさナンバーワン」の高槻をつくっていくためにも、大変有効な制度ではないかと思っております。

したがいまして、高槻市におかれましては、大変努力頂いておりますけれども、この多面的機能を有する生産緑地地区について、今後とも生産緑地制度の主旨を充分踏まえて頂き、生産緑地地区の保全活用に適切なるご指導を頂ければと思います。これは要望として申し上げておきますので、回答は結構でございます。以上です。

【会長】

はい、ありがとうございます。多様な用途に注目してほしいというご意見を頂いたというふうに思います。

他にご意見、ご質問ございますでしょうか。

<異議なしの声>

【会長】

原案のとおり承認したいと思います。皆様方ご異議はございませんでしょうか。

<異議なしの声>

【会長】

ありがとうございます。異議なしということですので、原案のとおり承認する旨、答申させていただきます。どうも、ありがとうございました。

第 70 号議案 北部大阪都市計画下水道の変更（高槻市決定）について

【会長】

それでは二つ目の案件に移りたいと思います。第 70 号議案「北部大阪都市計画下水道の変更（高槻市決定）について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは、第 70 号議案 北部大阪都市計画下水道の変更（高槻市決定）につきまして、説明いたします。

まず、資料の確認でございますが、事前にお配りしております、議案書をご覧ください。

70-1 ページは、本市から本審議会への、付議依頼文となっております、70-2 ページが変更理由書、70-3 ページから、計画書と総括図を添付しております。

また、審議会資料といたしまして、計画書の新旧対照表及び、新旧対照図を添付しておりますので、よろしく願いいたします。

議案の説明につきましては、お手元の議案書、審議会資料のほか、パワーポイントにより説明させていただきます。恐れ入りますが、前方のスクリーンをご覧ください。

本議案の説明に入ります前に、本市の下水道計画についての、概要を説明させていただきます。

本市の下水道は、緑色で表示しております高槻市、茨木市及び、島本町を計画区域とする「淀川右岸流域下水道」と、赤色で表示しております高槻市、吹田市、茨木市、箕面市、摂津市及び、豊中市を計画区域とする「安威川流域下水道」の、2 つの流域下水道計画区域となっております。

斜線で示しております「淀川右岸流域下水道」に接続する「高槻市淀川右岸流域関連公共下水道」と、「安威川流域下水道」に接続する「高槻市安威川流域関連公共下水道」の、下水道計画に基づき、事業を行っております。

次に、現在の整備状況といたしましては、平成 24 年度末時点で、本市行政人口に対する人口普及率は、99.1%に達しております。

引き続き、生活環境の向上、公共用水域の水質保全を図るため、平成 27 年度末の人口普及率 100%を目標に、整備に取り組むものであります。

それでは、本議案の説明に入ります。まず、変更の理由でございますが、「高槻市淀川右岸流域関連公共下水道」において、生活排水処理が未整備である地区の整備手法を見直し、公共下水道にて整備する事が効率的である地区について、生活環境の向上、公共用水域の水質保全及び、健全な都市の発展を促進するため、排水区域を拡大するものです。

次に、変更内容でございますが、高槻市淀川右岸流域関連公共下水道において、排水区域の変更を行うものであり、名称、下水管渠、その他の施設に、変更はございません。

具体的には、本市北部の原地区など、一部を公共下水道区域に追加するもので、排水区域面積が約 4,207 ヘクタールから約 4,218 ヘクタールに、約 11 ヘクタールの拡大となります。

今回の変更で、排水区域が拡大となる区域は、ご覧の 5 地区でございます。この 5 地区につきまして、順に説明いたします。

まず、1.の、原地区北部でございますが、社会福祉法人施設など、3 件の施設への整備のため、

5.44 ヘクタール区域の拡大を行います。

2.の、原地区南部は、寺院のほか、住居などへの整備のため、1.56 ヘクタール、区域の拡大を行います。

3.の、城山地区は、10 件の集落に対して、整備を行うため、1.60 ヘクタール、区域の拡大を行います。

4.の、妙力寺地区は、開発行為に伴い、寺院として敷地が拡大されたため、0.32 ヘクタール、区域の拡大を行います。

最後に 5.の、萩谷地区につきましても、社会福祉法人施設や、住居などを、下水道計画区域とするため、1.57 ヘクタール区域の拡大を行うものです。

今般の拡大区域は、現在の下水道計画区域に隣接することなどから、効率的であると判断いたしております。

次に、今回の変更に伴う変更手続きでございますが、平成 25 年 7 月 18 日及び 19 日に、地元説明を行いました。その後、平成 25 年 11 月 27 日から 12 月 11 日まで、都市計画法に基づき、公告、縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

また、12 月 17 日付けで、大阪府より、今回の変更に対しては、「異議なし」と、回答を得ておりますので、本審議会へ、付議させていただいております。

最後に、地元説明での主な質疑について、説明いたします。「下水道区域になることは歓迎であるが、井戸水を使用しているが、使用料はどうなるのか。」とのご質問につきましては、井戸水でも使用料をお支払い頂く必要があります。と、回答しております。

また「受益者負担金が掛かるのは理解できるが減免などはあるのか。」とのご質問に対しては、社会福祉法人・宗教法人及び、墓地等につきましては申請していただくことで減免されます。と、回答しております。全般的には、下水道整備については、歓迎されております。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、第 70 号議案、についての説明でございます。よろしくお願いたします。

【会長】

ご説明ありがとうございました。ただ今ご説明いただきました、第 70 号議案につきまして、ご意見、ご質問等お願いたします。よろしいでしょうか。

<異議なしの声>

【会長】

特にご意見がないようでしたら、この内容で承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

<異議なしの声>

【会長】

ありがとうございます。異議なしということですので、第 70 号議案につきまして原案のとおり承認する旨、答申させていただきたいと思っております。

【会長】

それでは、次の案件に移りたいと思います。第 71 号議案「北部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）に関する意見について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは、第 71 号議案「北部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）に関する意見について」を説明いたします。

事前にお配りしております議案書の 71-1 ページをご覧ください。

本ページは市から本審議会への付議依頼文となっております。本議案につきましては、都市計画決定権者である大阪府から、高槻市に意見照会がありましたことから、高槻市として、本審議会のご意見をお伺いし、回答しようとするものです。次の 2 ページは変更の理由書となっております。

これ以降につきましては前方のスクリーンで説明いたします。

まず、都市計画道路真上安満線の概要を説明いたします。

本都市計画道路は、紫色の破線で表しているとおり、西真上一丁目から紅葺町を東西に連絡しています。本路線は延長約 2,670 メートル、幅員 12 メートル～22 メートルの 2 車線の道路として計画されております。

なお、この都市計画道路は大阪府が管理する府道西京高槻線、府道伏見柳谷高槻線の一部を構成しております。

今回の変更箇所は別所交差点の東側の延長約 220 メートルの区間です。示しております写真は、該当箇所を西側から見たものです。

都市計画変更の理由ですが、「北部大阪都市計画道路真上安満線は、高槻市中心部の北側を東西方向に横断する主要な幹線道路です。今回、都市計画道路枚方高槻線との交差点において、事業化に合わせて計画内容を検討した結果、本案のとおり一部区間の幅員の変更を行うものです。」とされております。

続いて、具体的な都市計画変更の内容について説明いたします。

今回の変更は計画幅員の変更となります。こちらは別所交差点周辺の地図となります。図中の赤色着色部分が都市計画道路真上安満線で、黄色着色部分が今回の変更区間となります。こちらが今回変更となる箇所の拡大図です。図中、青色が変更前の幅員で、22 メートルとしているものを、赤色の変更後の幅員 17.5～20.5 メートルに変更するものです。

事業に際して予定している幅員構成や道路構造ですが、別所交差点の東側流入部において、新たに右折レーンと左折レーンを設置することとされております。その結果、都市計画道路の幅員は別所交差点付近で 20.5 メートル、東側の交差点にかけて 17.5 メートルとなります。

続きまして、都市計画手続きについてご説明いたします。

今回の都市計画変更素案に関する地元説明会は、高槻市にて平成 25 年 10 月 18 日と 19 日に開催しております。この説明会のあと、大阪府において 11 月 18 日に公聴会を予定し、公述意見を募集してはいたしましたが、公述の申出がありませんでしたため、開催は中止となりました。

その後、12月2日から16日までの2週間、都市計画法第17条の案の公告縦覧を大阪府と高槻市で行いました。こちらにつきましても、意見書の提出はございませんでした。

本日の高槻市の都市計画審議会の後は、平成26年2月10日に大阪府都市計画審議会が予定されており、その後、都市計画決定されることとなっております。

続きまして、先ほどの地元説明会の概要につきまして、報告いたします。

地元説明会は平成25年10月18日金曜日の午後7時からと19日土曜日の午後2時から磐手公民館において開催し、出席者は合計で24名でした。

次に、説明会で出されました主な質問とその回答を示します。

一つ目は「なぜ南側の都市計画線は変えずに、北側の都市計画線を変更するのか。」というご質問です。これにつきましては「現在の都市計画線の南側と現況道路の南側境界線が合致していることから、新たに南側を変更する予定はなく、北側の都市計画線のみを変更する」という旨の回答をされております。

二つ目は「なぜ計画幅員を狭める変更をするのか。」というご質問です。これにつきましては、「計画変更後の幅員や車線構成で、新名神高速道路の供用後も含めて将来の交通量に対応できるよう、また、事業に必要な幅員を確保できるよう変更するものである」との説明がありました。

三つ目は「都市計画として、歩行者・自転車についてはどのように考えているのか。」というご質問です。これにつきましては、「具体的な歩行者や自転車の通行空間の構造については、今後検討していくこととしているが、歩行者・自転車の円滑な交通のため、歩道3.5メートルと路肩0.5メートルを南北に確保できるよう全体幅員を17.5メートル～20.5メートルとして計画している。」との回答をされております。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

【会長】

ご説明ありがとうございました。ただ今ご説明いただきました計画道路の変更につきまして、ご意見・ご質問を頂ければありがたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。

<異議なしの声>

【会長】

ありがとうございます。異議なしというお言葉をいただきました。原案のとおり承認する旨答申させていただきますということでよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

【会長】

ありがとうございます。異議なしということですので、原案のとおり承認する旨、答申させていただきますというふうに思います。ありがとうございました。

その他

報告事項 1 都市計画道路の見直しについて

【会長】

用意しております案件は以上でございますが、その他の案件が 3 件あると聞いておりますので、事務局の方からご説明頂きたいと思っております。よろしくお願いたします。

【事務局】

事務局の方から、報告事項が 3 件ございます。

内容につきましては、今から担当者から報告させていただきますので、よろしくお願いたします。

【事務局】

それでは、報告事項 1 の「都市計画道路の見直しについて」説明いたします。

恐れ入りますが、前方のスクリーンをご覧ください。本日の報告内容としましては、都市計画道路の見直しに係るこれまでの取組状況、今後の取組方針、となっております。

最初に、昨年度の都市計画審議会でも報告いたしました大阪府による見直しの概要について、簡単に説明いたします。

大阪府の基本的な考え方としまして、各路線ごとに、交通処理機能、交通安全機能、防災機能、市街地形成機能、環境形成機能、代替機能の視点から評価を行い、更に、今後 30 年間で整備着手の可能性から、各路線の存続、廃止を判断されています。

その見直し内容としましては、府決定の都市計画道路、全 231 路線、470 キロメートルのうち、131 路線、260 キロメートルを廃止と評価されております。このうち、本市に係る部分としましては、府決定の都市計画道路、全 18 路線、39.9 キロメートルのうち、7 路線、11.6 キロメートルを廃止と評価されております。

次に、府内各市町村の取組状況について説明いたします。大阪府では、平成 23 年度から 25 年度の 3 箇年で見直しを実施されており、平成 25 年 12 月末時点で、都市計画変更の手続きが完了しているのが、17 市町、45 路線、69 キロメートルとなっております。また、都市計画変更手続き中が、14 市町、44 路線、72 キロメートルとなっております、このうち多くの市町村で、府決定路線に合わせて市決定路線も見直しを実施されています。

続きまして、大阪府との協議状況を説明いたします。

平成 23 年度から 24 年度におきましては、大阪府より提示された見直し素案に対して、廃止候補路線の再検討及び適切な協議の継続を要請しており、府の方からは、市の理解を得ずに一方的に廃止することはないが、長期の権利制限に配慮し、できるだけ早く都市計画変更したいという要請がありました。これに対して市としましては、このような都市計画道路の見直しは、府決定路線だけでなく、市決定路線を含めた一体的な検討が必要であると回答しております。

平成 25 年度の協議状況ですが、第 1 回目の協議におきましては、大阪府の方から個別路線の協議を進めたいという要請がありましたが、本市としましては、全路線を対象に一体的な検討を行って評価すべきであり、そのような検討をしないで、個別路線の評価はできないと回答しております。

第2回目の協議におきましては、本市の見直しの考え方や検討スケジュールを示してほしいという、大阪府からの要請に対して、平成28年度末の新名神自動車道の供用を踏まえ、今後、検討していくと回答しております。

第3回目の協議におきましては、本日の資料にも示しております本市の検討スケジュール案を提示し、大阪府からはこれを一定理解するが、先行して廃止できる路線があれば、前倒しで協議したいという要請がありました。

同日の協議におきましては、大阪府の方から、隣接市の都市計画道路の廃止に合わせて、本市域の関連路線の廃止を要請されましたが、本市といたしましては、このタイミングで廃止するのは時期尚早であると回答しております。

次に、昨年度から引き続き開催している庁内検討会議について、説明いたします。今年度は都合5回の会議を実施しております。この会議におきましては、都市計画道路の見直しにおいては、廃止、存続という二者択一の評価ではなく、多様な選択肢をもって検討すべきであること、市民等への説明責任を踏まえ、本市の見直しにおいては、丁寧に検討する必要があるという意見がございました。

このような大阪府との協議や、庁内検討会議の意見を踏まえまして、都市計画道路の見直しにおける本市の基本的な考え方を説明いたします。まず、見直しのタイミングですが、前回の見直しから10年が経過し、適切な見直しを行うべき時期が到来していると考えております。次に、見直しの対象ですが、都市計画道路は都市の骨格をなすものであり、府、市の全路線を対象にする必要があると考えております。また、見直しにあたりましては、多様な視点から検討を行うとともに、パブリックコメント等により、適切に市民意見を反映していくことを想定しております。

次に、市域の都市計画道路全体の状況ですが、青の実線は、府決定のうち、整備が完了しているか事業中の路線を示しており、赤の点線は、府決定のうち、未整備の路線となっております。緑の実線は、市決定のうち、整備が完了しているか事業中の路線を示しており、黒の点線は、市決定のうち、未整備の路線となっております。以上より、今回の見直しは、図中の点線で示されている未整備の都市計画道路、全26路線、延長約80キロメートルを対象として、来年度から2箇年の工程で検討する考えです。

次に、スケジュールについて説明いたします。平成26年度から2箇年で各種の検討を行い、平成28年度には、新名神供用による影響が少ない路線の見直しを行います。その後、平成29年度には新名神供用後の交通状況を確認し、平成30年度以降に、第2段階の見直しを行う予定としております。

最後に、来年度から行う見直しの検討フローについて説明いたします。最初に、市域の都市計画道路の現状を詳細に把握し、見直し評価指標など、基本的な方針を検討します。そして、この基本方針に関するパブリックコメントを行います。次に、交通量調査や将来交通量予測、道路構造の検討を行い、各路線、区間ごとの評価を行います。次に、最終的な見直し案の決定並びに公表を行い、平成28年度に第1段階の見直し、平成30年度以降に第2段階の見直しに取組み、市民意見も伺いながら、都市計画変更を行う考えです。

以上、今後とも、府、市双方が協力しながら検討を行い、ともに理解できる見直し内容となるよう、適切に協議、検討を継続してまいりますので、引き続き、ご支援、ご協力をお願いいたします。

これで報告事項 1「都市計画道路の見直しについて」の説明を終わらせていただきます。

報告事項 2 (仮称)安満遺跡公園及び周辺道路の計画について

【事務局】

それでは、報告事項 2「(仮称) 安満遺跡公園及び周辺道路の計画について」ご説明申し上げます。お手元の資料をご覧ください。

本市では、(仮称) 安満遺跡公園の整備と、これに伴う周辺道路の整備について計画を進めています。来年度には、公園及び道路の都市計画決定を予定しており、現段階における進捗状況をご説明するものでございます。なお、説明の最後には、公園のイメージ動画を用意しておりますので、よろしく申し上げます。

それでは資料 1 ページをご覧ください。

(1) 施行予定区域についてでございます。黒四角の 1 点目です。当該地は、本市の中心市街地に近接する、約 22.4 ヘクタールの広大で貴重な空間を活用し、(仮称) 安満遺跡公園として整備する計画でございます。

次に 2 点目です。この計画地周辺は弥生時代の環濠集落跡である安満遺跡が確認されており、京大農場の一部と北側農地の約 12.8 ヘクタールが国史跡に指定されております。

次に 3 点目です。今回、京大農場の移転に伴いまして、弥生時代の貴重な史跡安満遺跡を保存・活用し、防災機能を備えた、緑豊かな公園として整備することを計画しています。

次に、2 ページをご覧ください。

(2) 事業区分でございます。図上の太い実線で示しております区域が、都市計画公園の予定区域で、面積約 20.9 ヘクタールでございます。このうち、1.はUR都市機構による、防災公園街区整備事業を活用した防災事業区域、2.は文化庁の助成制度を活用して整備していく史跡事業区域でございます。

次に、都市計画道路です。図中太い点線で示しております、3.周辺道路として、八丁西町交差点から野田交差点までの約 1.25 キロメートルの区間において、公園アクセスや避難路となる標準幅員 15 メートルの道路を整備することを計画しています。

次に、公園区域外の 4.市街地区域につきましては、子どもが主役となる拠点施設の整備を計画しております。

次に 3 ページをご覧ください。

(3) 主な経過でございます。まず、史跡指定の経過ですが、平成 5 年 11 月に京大農場の北側農地一帯が史跡指定され、平成 23 年 2 月には京大農場の一部について、史跡の追加指定がされました。

次に事業経過ですが、平成 21 年 9 月に京大農場の移転に係る覚書を締結した後、平成 24 年 7 月には本事業の関係者である京都大学、高槻市、URの間において、それぞれ基本協定書及び土地売買契約を締結しました。

次に、(仮称) 安満遺跡公園整備構想の検討経過ですが、平成 24 年 12 月に学識経験者・市職員・関係者で構成する、(仮称) 安満遺跡公園整備構想検討委員会を設置しました。

その後、平成 25 年 10 月までの間に、計 6 回の検討委員会を開催し、本公園の整備構想についてご検討いただき、同年 11 月に公園整備構想（素案）を作成しました。

11 月から 12 月の間には、公園整備構想素案につきまして、パブリックコメントを実施しております。

次に地元説明に関する経過ですが、平成 24 年 8 月以降、これまでに 3 回、周辺地域への説明会を開催しました。

次に 4 ページをご覧ください。

(4) 計画の概要でございます。1. (仮称) 安満遺跡公園の概要としまして、公園種別、規模、主な施設をそれぞれ記載しております。また、枠内には、公園整備の基本的な考え方となる、理念と 5 つの目標像を、記載しております。

次に 5 ページをご覧ください。

整備構想図案でございます。図の左上にありますように、本公園は、市民とともに育てつづける公園を基本コンセプトにした、市民参加を中心とした公園づくりを進めていきます。本公園の主な施設としましては、図の左下、西側のエリアにパークセンターや全天候型の屋内施設を、公園中央のエリアには、既存の農場建物の一部を活用した施設の整備を計画しております。また、公園区域外の市街地区域には、子どもが主役となる拠点施設の整備を計画しております。

次に 6 ページをご覧ください。

2. 周辺道路計画でございます。図中の太い点線で示しておりますのが新規の道路計画で、都市計画道路牧方高槻線 八丁西町交差点から、国道 171 号 野田交差点までの区間の整備を予定しておりますが、都市計画道路は、牧野高槻線までの約 1.05 キロメートルの区間でございます。

当該道路は、(仮称) 安満遺跡公園の整備に伴い、公園へのアクセスや防災機能を備えた標準幅員 15 メートルの道路整備を計画しており、現在、道路管理者及び交通管理者と協議しながら、道路線形に伴う交差点の検討を進めているところでございます。

次に 7 ページをご覧ください。

(5) 事業実施の主な予定でございます。ページ左側には、(仮称) 安満遺跡公園、右側には周辺道路についての事業フローを示しており、平成 26 年 11 月予定の本審議会において、都市計画公園及び都市計画道路についてご審議いただき、それぞれ必要な手続きを進めた後、平成 31 年の一次供用開始を予定しております。

資料の説明は以上ですが、本公園の整備構想について、現段階における大まかな空間イメージとして作成した動画がございますので、ご覧いただきたいと思っております。

それでは、スクリーンをご覧ください。

<動画>

報告事項 2「(仮称) 安満遺跡公園及び周辺道路の計画について」の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

報告事項 3 高槻市風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定について

【事務局】

最後に、報告事項 3「高槻市風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定について」ご報告させていただきます。

資料 1 の高槻市風致地区内における建築等の規制に関する条例制定の趣旨をご覧くださいと思います。

まず、風致地区につきましては、都市の風致、自然的景観を維持するため、都市計画法に基づき定められました地区であり、本市におきましては、摂津峡風致地区、227.5 ヘクタールが指定されております。

この摂津峡風致地区につきましては、摂津峡の溪流美を維持保全するため、昭和 26 年 3 月に建設大臣により指定され、昭和 45 年からは「大阪府風致地区内における建築等の規制に関する条例」に基づき、規制されてまいりましたが、本市が中核市となりました平成 15 年度からは、権限委譲により府条例に基づきまして、高槻市長の権限で風致地区において建築等の行為を規制し、摂津峡風致地区の維持保全を図っているところであります。

今般、「第 2 次の地域主権一括法」が施行されたことに伴いまして、関係法令等が改正され、市での条例化が必要になったことと併せまして、引き続き、摂津峡周辺の溪流美をはじめとした自然的景観の維持保全を図るため、本市の条例として制定したものであります。

なお、本条例の内容につきましては、緑地環境保全等審議会や関係部局での審議、また、パブリックコメントの実施結果から、これまで適用されておりました府条例と異なる内容を定めるほどの特段の事情が認められないことから、現行の府条例と同等の内容としたものであります。

では、条例の概要をご説明いたします。資料 2 をご覧くださいと思います。

本条例は、第 1 条の趣旨から第 11 条の両罰規定までで構成しております。

第 1 条で、条例の趣旨、第 2 条で、建築物等の新築や増改築、宅地の造成など、7 つの許可を要する行為を定めるとともに、小規模な行為など許可が不要な行為、国や大阪府、また、本市の機関が行う行為については、協議を要する行為として定めております。

第 3 条では、国土保全、交通、気象等に関する施設の設置行為などにつきましては、通知を要する行為として定めております。第 4 条は、許可の基準で、住宅等の建築にかかる高さや建ぺい率の制限、道路や隣地からの壁面後退距離、緑化率などの許可基準を定めております。第 5 条は、監督処分、第 6 条は、報告の徴収等に関する事項で、風致を維持するため必要な限度において、違反にかかる是正命令や立入検査等ができる旨を定めております。第 7 条は、規則等への委任についての事項、第 8 条から第 11 条は、罰則に関する事項で、市長の是正命令に違反した者や許可を受けずに行為をした者、立入検査等を拒んだ者などは、罰金刑を科することができる旨を定めております。

本条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行するものであります。

なお、市民の皆様に向けまして、資料 3 の「高槻市風致地区のしおり」(案)を作成いたしましたので、ご参照いただきたいと思います。

報告につきましては、以上でございます。

【会長】

はい、ご説明ありがとうございます。ただ今 3 件の報告事項がございました。これにつきまして、ご助言ご意見等ございましたらよろしく願いいたします。

【B 委員】

はい。

【会長】

はい、お願いいたします。

【B 委員】

1 点目のですね、計画道路の見直しについて議会でも議論をしてきましたけれども、一方的な大阪府の取りやめ、そういうことについてはですね、私たち議会としても異議を申しあげているところでございますが、中でも道路は今後 28 年度以降、新名神を含めて、他府県からの導入も順にしてまいります。

そういう部分で先ほどの説明の事項の中では、26 年 27 年度近辺で現地調査を含めて、といたしますが、28 年度以降もしっかりと新名神の開通後における調査、これにプラスアルファでお願いをしたいと思っておりますし、なかでも北部の芥川上の口線、これについては、本当に遺憾に思っておりますが、大阪府は何にもやらない、北部の枚方亀岡線の渋滞の部分の対応しかやらない。現地見に来い、とこういふことも言っておりますけれども、見に来ない。

こういふことで、私は、都市計画審議会でも、この意見を議会の中で言ってもなかなか通らないのでしっかりと意見を言わせてもらいますので、ひとつ大阪府に、現地を含めて見に来いと。

そして道路は 28 年度以降、高槻市の全域の道路、要するに、車の増減も含めて色々出てくると思いますが、行政はしっかりと意見を言って、早期に、芥川上の口線を国道 171 号につなげられるように、しっかりとプッシュをして頑張ってもらいたい。このことをしっかりと訴えておきますので、市長ご意見があれば、聞かせてもらいたい。

【会長】

他にご意見、ご質問ございましたらよろしく願いいたします。

はい。そうしたら事務局の方から、今いただきましたご意見に対する意見いただけましたら、よろしく願いします。

【市長】

今、委員からご意見いただきましたが、私もまったく同感でございます、これについては、我々も手をこまねいて、何もしていないという訳ではございません。こと、機会のあるたびに高槻市の道路について、新名神高速道路も 28 年度ということで、しっかりと周辺道路の整備については行うように、強く申し上げているところでございます。

しかし、大阪府の財政事情等もございますので、この点につきましても、我々としても、強く要望する以外になかなか手がないうところでございます。

ただ大阪府の方からは、府の道路予算の大半を、高槻市域に、新名神の関係もあるということで、入れて頂いているというようなお話もうかがっております。それなりに努力もしてもらっているとありますが、まだまだ足りないと思いますし、芥川上の口線だけではなく、たとえば、昨年の台風 18 号で通行止めになりました、枚方亀岡線、これについても、やはりしっかりとしていただかないと、高槻市域内の中でも孤立する地域が出てくるというようなことでございますので、我々としても強く要望を続けていく所存でございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

【B委員】

いま市長のほうからご答弁いただきましたけれども、大阪府が高槻市に今一番沢山入れていると言いますが、これは新名神の関係で入れているわけで、新名神のジャンクションを含めて、インターを造れば当然、つなぎをつくらなければというのは当たり前の話で、お金を沢山入れているといっても、そういうものは、誰が言おうが当たり前のことで、つなげなければどうしようもないことだから。それ以外の道路をどのようにするかが一番大事なので、そこは、ピシッとその意見を言ってもらいたい。

大阪府議会議員も 5 名も出ているわけで、その辺りを含めて、道路網についてはしっかりとやらないかん、こう思います。

先ほども言いましたように、樫田、二料も含めて、土砂崩れになった時でも萩谷の部分で、私も過去に、バイパスを作れといいましたけれども、やはり双方向のバイパスを作るべきです。これは、人道を広げてそういうことの中で検討をせなあかんのですけれども、大阪府も含めて、高槻市もしっかり頑張らなあかん、国土交通省もそうでありますけれども、そういう部分でもしっかりやらな、そう思います。

今までに阪急高架交通体系対策特別委員会というのがありましたけれども、今はもうひとつの特別委員会で道路関係は報告いただいておりますけれども、何回やっても、芥川上の口線は、いつまでたっても同じような文言しか出てこない。なにをやってきたか経過を言えといってもはつきり言えない。これが現状であります。そういうことで、しっかりと大阪府のいいなりじゃなくて、高槻のようするに、約 36 万人のこのメンバーを含めて、阪神淡路大震災のときには、バイパスで樫田を抜けて向こうから全部トラックの前にワッペンつけて動いたわけですよ。これは、本道ですからね。これが、国道に繋がる、北から降りてきて繋がるということは、大事なものです。

こういうことを含めて、もっとしっかりいわなあかん。枚方亀岡線も樫田の途中の所は狭いし、どうしようもない所があります。これも崩れたらちよいちよい拡幅していますけれども、もっともっとしっかりやらないかんと思いますので、都市計画審議会でいった内容を、会長、しっかりと大阪府に物申していつてもらいたい、こう思います。

【会長】

はいありがとうございます。都市計画道路の見直しをするというのは、大阪府から問題提起を受けて、高槻の方もすごく頑張っておられます。

今お話を伺って、計画道路をどうするかというお話と、もう一つ有ると思うのです。それは事

業をどういうふうに展開していくか、ということですが、事業をやる場合だと、さきほど市長からも答えがありましたように、予算をどのように執行していくかということにすごく密接に関係していくわけです。計画をきちんとやっていく、都市計画の意味というのは、これからどういうまちをつくっていくかということ、みなさんと合意を持ってかたちをつくっていくということですので、今お話ししていただいた内容は、両方ともすごく大事だというふうに受け止めさせて頂きたいと思います。

とりわけ計画をどう作っていくかというのが、この審議会の重要なミッションだと思いますので、ぜひまた議論していただけたらと、考えております。

他にご意見、ご質問ございますでしょうか。はい、どうぞ。

【C委員】

報告事項 2 の公園整備について一言ご意見申しあげたいと思います。ご紹介にもありましたように、市街地の中であって、すばらしいオープンスペースであった京大農場が、市民のための公園になるという計画をお示しいただいたかと思います。しかも市民の皆さんあるいは、JR・阪急の車窓から見ている方がたくさんあって、関心の高いプロジェクトだというふうに思います。

ですから、広報で進捗状況などを市民の皆さんにお知らせいただいて、より一層市民の意見が反映されたようなすばらしい公園になりますことを願っておりますのでよろしくお願い致します。

【会長】

ありがとうございます。

そうですね。阪急・JR からの車窓から、「これが高槻だ」と見える時間が増えるというのは、都市の魅力をすごく上げることになると思いますので、出来るだけPRしようよというお話だったと思います。

他に何かご意見・ご質問ございますでしょうか。はい、お願いします。

【D委員】

今ございました、2 番目の安満公園遺跡の関係ですが、11、12 月でパブリックコメントの実施とありますけれども、こういった市民の方から関心があったのか、1 年でどれくらい周知されたのか、パブリックコメントは普通、若干件数が少ないですけれども今回は、今どのような状況か教えて下さい。

【会長】

はい、事務局の方よろしく申し上げます。

【事務局】

昨年 11 月 25 日から 12 月 24 日まで 1 ヶ月間パブリックコメントを実施し、50 数名の方から、150 件程度の意見が寄せられました。

これは、これまでのパブリックコメントの中では比較的多いご意見数で、現在取りまとめ中でございます。

中でも多かったのは、「公園にこのようなものが欲しい」といったご意見や、「京大農場の建物を残してほしい」といったご意見でした。また、「公園は不要だ」といったご意見は数件に留まっており、大半は「こうすればよくなるのではないか」という、前向きなご意見でした。

【会長】

よろしいでしょうか。はいありがとうございます。

他にご意見・ご助言ございましたらよろしいですか。

ありがとうございます。また色々ご意見ご質問などございましたら、事務局の方にご照会いただけたらとありがたいというふうに思います。

以上で本件の案件につきましては終了させていただきます。

閉会

【会長】

事務局の方で今後の予定などございますので、よろしく願いいたします。

【事務局】

今後の予定でございますが、本年秋ごろに、本日報告事項の中でご紹介いたしました、安満遺跡公園等に係る都市計画についてご審議賜りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。それでは、以上をもちまして平成 25 年度第 2 回高槻市都市計画審議会を終了させていただきたいと思えます。

みなさん、ありがとうございました。